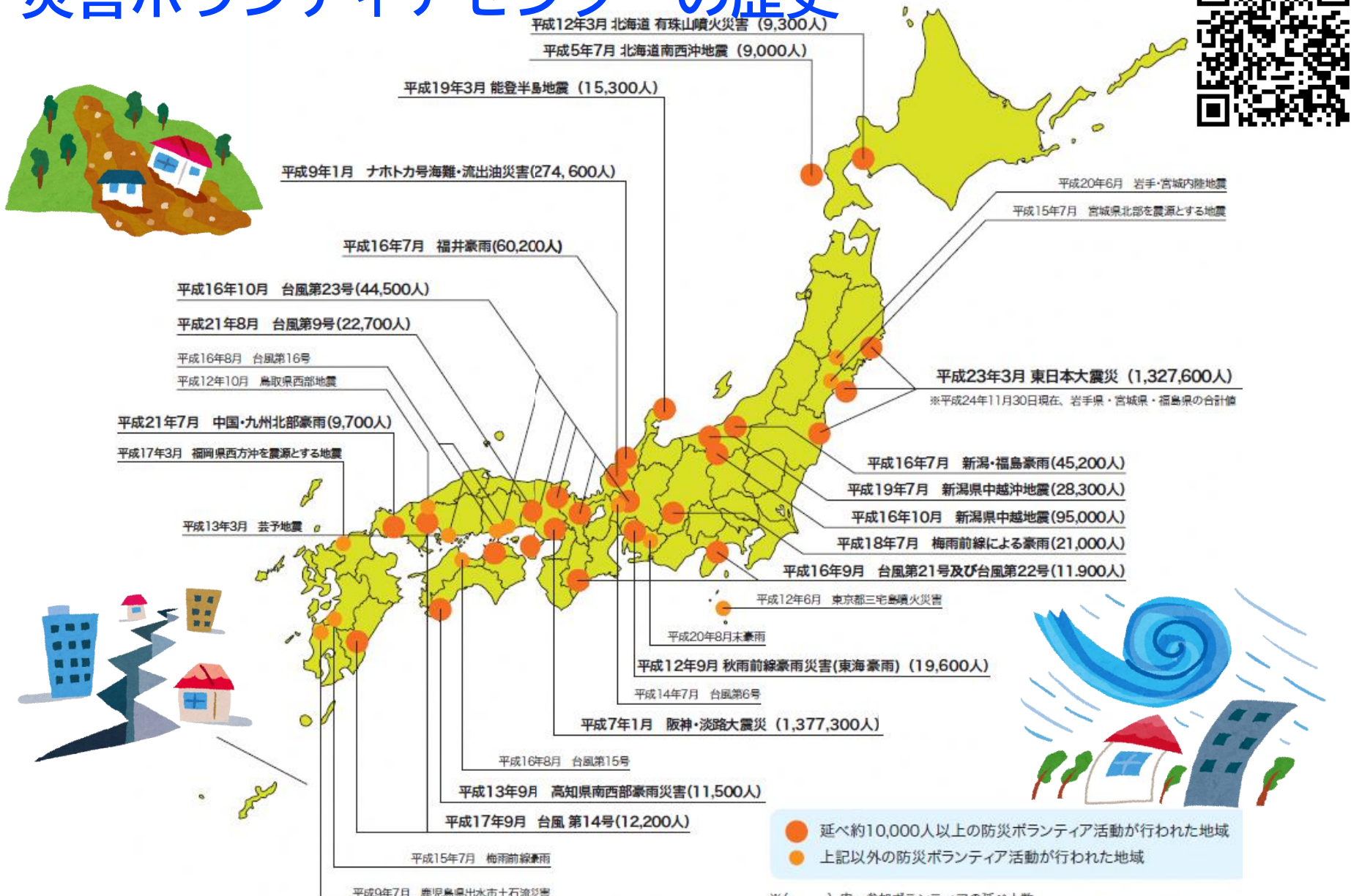


ぼうさいこくたい 現地情報共有・連携会議メッセージ



災害ボランティアセンターの歴史



※()内、参加ボランティアの延べ人数
 ※参加ボランティアの延べ人数は、防災白書、内閣府(防災担当)が実施した「災害ボランティアセンター調査」の結果などをもとに作成

熊本県内の災害で 災害ボランティアセンターが設置された事例

- (1) 不知火町災害ボランティアセンターの設置
平成11年9月24日発生 台風18号高潮被害
※熊本県宇城市不知火町松合地区ほか
死者16人、重傷者26人、
軽傷者290人、
住家全壊145棟、
住家半壊1,678棟、
一部破損60,134棟、
床上浸水958棟、
床下浸水1,266棟



松合地区の被害状況（不知火町）

(2) 水俣市災害ボランティアセンターの設置

平成15年7月20日発生 水俣土石流災害

※熊本県水俣市宝河内地区・

深川地区ほか

死者19人、重軽傷者7人、
住宅全壊20棟、住宅半壊5棟、
一部破損6棟、床上浸水149棟、
床下浸水354棟

7月22日～8月5日

15日間 開設

ボランティア数

延べ3,630人



宝川内地区の被害状況（水俣市）

(3) 熊本市、菊池市、阿蘇市、南阿蘇村

災害ボランティアセンターの設置

平成24年7月九州北部豪雨

福岡県、熊本県、大分県を中心とした18府県で被害

※熊本県内の被害

死者23人、行方不明2人、重傷者4人、軽傷者7人、
住宅全壊169棟、住宅半壊1,293棟、一部破損35棟、
床上浸水544棟、床下浸水1,367棟

ボランティア数 延べ24,109人



(4) 熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町災害ボランティアセンターの設置

平成28年熊本地震

熊本県、大分県を中心とした7県で被害

※熊本県内の被害(令和4年12月13日速報値/第331報)

死者273人(関連死含む)、
重軽傷者2,736人、
住宅全壊8,657棟、
住宅半壊34,489棟、
床上浸水114棟、
床下浸水156棟、
一部破損155,238棟

ボランティア数

延べ120,516人



災害ボランティアセンター設置予定だった益城町公民館(右奥)

(5) 八代市、人吉市、荒尾市、天草市、小国町、芦北町（津奈木町と合同）、錦町、あさぎり町、多良木町、相良村、山江村、球磨村災害ボランティアセンターの設置

令和2年7月豪雨

熊本県、福岡県を中心とした39都府県で被害

※熊本県内の被害(令和4年4月1日/報道資料)

死者69人(関連死含む)、行方不明2人、重傷者15人、
軽傷者35人、住宅全壊1,493棟、住宅半壊3,117棟、
床上浸水286棟、
床下浸水420棟、
一部破損2,098棟、

ボランティア数

延べ40,754人

(令和4年11月30日速報値)



流失した鎌瀬橋（八代市坂本町）

災害ボランティアセンターの活動内容

【被災地のニーズの把握】

- ・家の片付け、避難所でのお手伝いなど、被災地の暮らしのニーズを収集します。
- ・地域の実情をご存じのリーダーの人たちなどを通じてニーズの収集を行うほか、チラシを配布したり、直接要望を聞いて回ります。

【ボランティアの受け入れ】

- ・災害ボランティアセンターを立ち上げた場所を、被災地内外に情報発信し、活動を希望するボランティアの受付を行います。
- ・ボランティア活動を希望する人は、まずは災害ボランティアセンターを訪れ、状況把握や活動の準備をすることになります。
- ・被災地外から来るボランティアバスの受け入れに係る便宜を図ります。

【人数調整・資機材の貸し出し】

- ・被災された人たちからのニーズにあわせて、必要なボランティアの人数などを調整します。
- ・活動のために道具が必要な場合、それらを準備して貸し出します。

【活動の実施】

- ・要望にあわせて、ボランティアが家屋や避難所などで活動を行います。

【報告・振り返り】

- ・活動結果、気がついたこと、住民からの要望などを報告し、その後の活動のために活かします。
- ・改善すべきことがあれば、センターを運営する人たちで話し合っ、対応を考えます。



私たちが暮らしている地域が被災したとき

<目的> 被災者の安心した日常生活を支え、生活再建と自立を支援するため、見守り、生活支援、地域交流の促進、介護予防等の総合的な支援体制を構築する。

熊本県地域支え合いセンター支援事務所 (運営：県社協)

運営支援

市町村地域支え合いセンター (運営・市町村社協)

生活支援相談員による被災者の見守り・巡回訪問などを通じて、各種専門機関等と連携して、生活再建と自立を総合的に支援する。

- ・ 総合相談受付
- ・ アウトリーチによる課題発見、御用聞き
- ・ 見守り安否確認 (福祉マップ作成等)
- ・ コミュニティづくりのコーディネート
- ・ 健康づくり支援、健康相談対応
- ・ いきいきサロン (地域の縁がわを含む)、各種サロン (子育て、健康づくり等) 活動サポート 等

各種専門機関等

- ・ 復興リハビリテーションセンター (生活不活発病防止等のための専門職派遣)
- ・ こころのケアセンター (被災者の心のケアのための専門職派遣)
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 民生委員児童委員
- ・ 社会福祉法法人、NPO法人、ボランティア団体 等
- ・ 警察署
- ・ ハローワーク 等

連携・協力

総合的な支援

被災者

高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世帯等

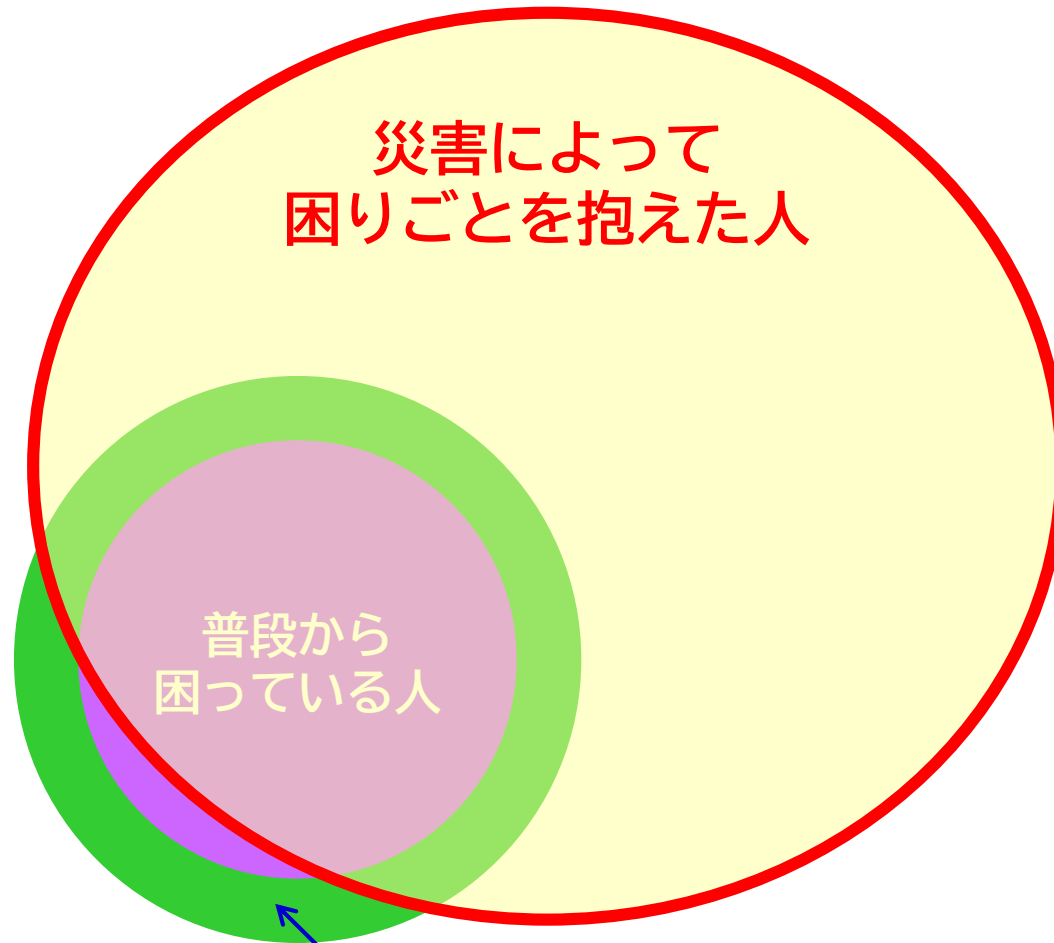
応急仮設住宅

みなし仮設住宅

避難所

在宅

災害が発生すると…



普段から困っている人を支えている人

社会福祉法では、第109条第1項並びに第110条第1項に「社会福祉協議会は（略）地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定している。

「地域福祉」は、同法第1条に「地域における社会福祉」と規定している。

社協職員は、いつも住民の皆様「福祉」は地域のみんなの「ふだんのくらしのしあわせ」を協働でつくることと説明しています。これは「平常時」のこと。

これを「災害時」に置き換えると…
「被災者の一日も早い生活の復旧・復興（ふだんのくらしのしあわせを取り戻す）活動を支援する。」となる。

また、社協は日頃から住民が支え合う地域福祉活動を推進している団体である。



よって、社協では、被災者とボランティアを結びつける「災害ボランティアセンター」を設置・運営することが定着してきた。

※立ち上げすぐは、社協をあげて全職員で取り組む。徐々に地域のボランティアやNPO等の支援を受けながら運営していきます。

